

3の1

特許実務において
最低限知っておくべき
手続期間について

弁理士 宮口聡

今日は、特許出願の
特許権の存続登録に
至るまでの手続期間
(法定期間)について
解説いたします。



← 発明者 (特許を受ける権利を有する者) であり、かつ 出願人 (11条の特許権者になる)

この適用を争うかといふ。
A(1)10. 新規性欠如 (特29条1項1号) で拒絶される (49条2号)。

発明1完成 →

学会発表1 (2024.3.22) (金)

発明の新規性は喪失の例外規定 ↓

1年以上 (特30条2項) (グレースピリオド)

2025.3.22 (土)

特許権の存続期間は、この日から20年(6条1項) (2045.3.24に満了する)

2025.3.24(月) までに特出A(1)を する必要がある。

特3条2項 (相(休)日の場合) の取扱い

特30条3項の手續が必要 { この旨の書面... 出願時 発明者... 出願日から30日以内

1年6月 (特64条1項)

2026.9.24 (木)

出願公開

3年 (特68条第1項)

出願日から3年以内に 出願審査の請求をしない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる (特48条の3第4項)。

2028.3.24(金)

出願審査の請求をすれば、審査官が実体審査を開始する (特47条、48条の2)。

これを納付すれば、出願取下とせず (特18条1項)。

特許査定謄本送達 (特51条.52条) (2028.8.22(火))

30日以内に特許料 (第1年分~第3年分) を納付する (108条1項)。

2028.9.21(木)

2028.10.12(木)

→ 認定登録 (66条1項.2項)。

(この日から、特許権(68条)が発生する(66条1項)。